

茅ヶ崎市公告第 89 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札の参加資格等について次のとおり公告します。

令和元年 8 月 15 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 入札に付する事項

(1) 件名

茅ヶ崎市役所分庁舎コンビニエンスストア設置・運営に係る行政財産の貸付け

(2) 賃貸借物件の表示

所 在	茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号
賃貸借場所	茅ヶ崎市役所分庁舎 1 階
賃貸借面積	156.51 m <sup>2</sup>

(3) 用途の指定

賃貸借物件は、入札説明書の定めるところによりコンビニエンスストアの設置・運営をするために使用しなければなりません。

(4) 賃貸借期間

契約日から令和 12 年 1 月 31 日まで

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

ウ この公告の日に、茅ヶ崎市に納付すべき税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がない者であること。

エ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

オ この公告の前日 5 年の間に国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ当該契約を誠実に履行した者であること。

## (2) 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格について申請し、茅ヶ崎市長の確認を受けることが必要です。

ア 一般競争入札参加申込書は、入札説明書に記載された期限までに必ず提出してください。

イ 一般競争入札参加申込書に、この公告の日前5年の間の国（法律により特別の設立行為をもって設立された公団等を含む。）又は地方公共団体と種類を同じくする契約に係る契約書の写しを添付してください。

ウ 一般競争入札参加申込書の提出期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の発行は、入札説明書に記載された期日に、郵送により通知します。

オ 入札参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、入札説明書に記載された期限までに茅ヶ崎市財務部用地管財課にその旨を記載した書面を提出してください。

## (3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有する者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 入札参加申込時に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

## 3 入札に必要な書類等を示す期間及び場所

入札説明書の配布を次のとおり行います。

(1) 期間 令和元年8月16日（金）から10月4日（金）まで

(2) 場所 茅ヶ崎市役所財務部用地管財課

なお、入札説明書、仕様書及び契約書（案）は、茅ヶ崎市公式ホームページでダウンロード可能です。

## 4 入札参加の申込み等

(1) 入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入の上、令和元年9月24日（火）から10月4日（金）までの間に茅ヶ崎市財務部用地管財課に提出してください。なお、郵送による提出は、受け付けません。

(2) 受付の期間までに申込書の提出をしなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

## 5 当該案件に対する質問等

(1) 当該案件に対する質問は、入札説明書に記載された期間内に持参又は郵送、FAX若しくは電子メールで送付するものとします。

(2) 質問に対する回答は、入札説明書に記載された日時までに茅ヶ崎市公式ホームページにより行います。

## 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年10月17日(木) 午後2時
- (2) 場所 茅ヶ崎市役所本庁舎5階入札室

## 7 入札執行等

- (1) 入札書には、月額賃貸借料を記載してください。
- (2) 落札者は、予定価格以上の額で最高の額をもって有効な入札をした者とします。

## 8 入札保証金は免除します。

## 9 契約保証金

契約保証金については、賃貸借料の6か月分とし、契約締結後に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。

## 10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

- (1) 2の(1)に掲げる入札参加資格要件を備えない者が行った入札
- (2) 入札参加申込時に必要な書類について、虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札
- (4) (1)～(3)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

## 11 その他

1から10に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、入札説明書、茅ヶ崎市契約規則(昭和47年茅ヶ崎市規則第15号)及び茅ヶ崎市市有財産規則(平成11年茅ヶ崎市規則第49号)その他関係諸法令の定めるところによります。

## 12 お問い合わせ先

この入札についてのお問い合わせは、茅ヶ崎市財務部用地管財課管財担当へご連絡ください。

電話 0467-82-1111